

第4回 第9期長野県高齢者プラン策定懇話会意見要旨等

資料 1

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
1	-	2	-	地域包括 ケア体制 の構築状 況	1	地域包括ケア体制の「見える化」については、様々なデータを県と比較し活用しています。当市は介護職員数、事業所数は増えていますが、その事業所に配置される介護職員数が充足しているかを確認したいと考えています。介護人材の充足に関しては、どのようなデータで確認できますか。	第4回 意見様式	介護人材の「充足率」を客観的に測れる指標がないのが現状となっており、今回の県計画案の策定にあたっては、今後の人口推計や、施設系サービスを対象とした稼働率調査、サービスごとの介護人材の不足感、有効求人倍率等から、介護人材確保の必要性について検討してまいりました。今般、今後の介護人材の需要に関して、中長期的な推計を行いましたので、計画案の第1編及び第2編第9章に記載しております。
2	1	1	1	「人生 100年時 代シニア 活躍社 会」の実 現	2	シニア大学のコーディネーターさんたちは、色々ご苦労され工夫し運営されていると思います。11月のシニア大学の出会いの広場で、アクティブな女性の皆さんとお話できる機会があり、そのエネルギーを福祉のお仕事に活かせるような道筋があればいいと強く感じました。自分が楽しむために働き、みんなと楽しむために、趣味とボランティアをする、そんな生き方ができるとよいと思います。シニア大学を通じて、案内ができればと思いました。	第4回 意見様式	ご意見も踏まえ、今般の計画案の第2編第1章などに、アクティブシニアの就労促進、社会参加促進を主要なテーマとして掲げております。シニア大学、長寿社会開発センターなどの関係機関と連携しつつ、施策を推進してまいります。
2	1	1	1	「人生 100年時 代シニア 活躍社 会」の実 現	3	自分自身が楽しみながら活動されるということは、介護予防に直結すると感じています。目指す姿の中の一文目に、「シニアが活躍し〜」という文言が出てきます。どのように活躍の場に気持ちのある方々を繋げていくかは生活支援コーディネーターの仕事でもあります。計画に書かれていることではありますが、県や市町村の皆様にも活動の場にアクセスしやすいような環境づくりを実施していただければと思います。	第4回 意見様式	「社会参加」に対して関心はあるが、実際には参加できていない高齢者が多いと、「高齢者生活・介護に関する実態調査」においても明らかになっていると考えております。本プランの発信も強化し、県民参加、高齢者の社会参加を促せるよう、関連施策を実施してまいります。
2	1	1	1	「人生 100年時 代」にお けるシ ニアの活 躍推 進	4	36ページの現状と課題の1番下に「社会参加や生きがいを求める高齢者が介護現場の一部の業務を行うなどの役割を担うことにより、人材不足の解消や生産性の向上が期待されています」という文章があります。最近、介護助手という言葉がよく使われます。介護人材を考えるならば、元気なお年寄りの皆さんにサポートしてもらおうことが大切かと思えます。大阪など、色々な県で介護助手の養成講座をやっています。介護助手の講座は、県だけでなく、市町村で実施している例もあります。ぜひ9期プランの中に、人材確保の取組として、きちっとした組織化などを含めて記載してほしいと思います。	第4回 意見様式	介護現場の生産性向上に向けた方策として、介護助手の活用も重要なテーマと考えており、ご意見を踏まえ、第2編第9章の施策の方向性にも位置付け、具体的な施策を実施してまいります。
2	2	4	1	在宅医 療・介護 サービ スの充 実	5	在宅では、医師、看護師、介護福祉士、専門医や、介護福祉士の中にいるサービス提供責任者がいますので、その連携をしっかりとやらなければいけないと思います。介護福祉士会の中には認定介護福祉士を取得している方がいます。全国でも長野県が1番、習得している状況です。在宅や地域包括ケアの取組の中で、認定介護福祉士が活躍していけることも必要かと思えます。実際に利用者に関わり、色々な気づきをあげ、行動ができるうにソーシャルワークというところでも、介護福祉士が必要になると考えています。総合的に医療と介護の連携を取ることが必要であり、関係者が集まる会などがあるとよいと思います。	第4回 意見様式	医療と介護、また、多職種が連携した支援について、県内で体制をより充実させていく必要があると考えておりますので、ご意見を踏まえ、第2編第4章に位置付け、施策を推進してまいります。
2	2	4	1	在宅医 療・介護 サービ スの充 実	6	在宅医療に一生懸命取り組んでいる医師が高齢化している問題があり、今後の課題といえます。ただ新規で開業される先生で、在宅に特化した病院も増えてきています。医師会に所属する先生方で、地域の医療を守っていかねばいけないと思っています。訪問看護ステーションや行政は、医療とうまく連携し、取組を進めている印象を受けています、今後連携した取組を増やし、在宅医療を支えていければと考えています。	第4回 意見様式	医療と介護との連携体制をさらに強化できるよう、ご意見を踏まえ、第2編第4章に位置付け、施策を推進してまいります。
2	2	4	1	在宅医 療・介護 サービ スの充 実	7	プラン自体から、若干離れてしまうかもしれませんが、皆様のお話を伺う中で連携が鍵であり、キーポイントになってくると感じました。 介護に関わる方から、私ども医療の側はハードルが高いと言われます。医療と連携しようと思っても、先生、お忙しいでしょうしのようなご遠慮があるのだと思います。本日の会議のように色々な業界の方々と一緒に集まる場はなかなかないと思います。例えば、私は認知症疾患医療センターの会議の取りまとめも行っております。医療と介護を推進していきたいと思っていると、会議で伝えてほしいなど、もしご意見があればいただければと思います。ここにこういう人がいると思ひ、色んな所に呼び出していただくなど、連携が取れると思ひます。ぜひこの会議自体も活用していただけたらと思ひます。私の方から押し売りで行くのはなかなか大変なので、よかったらお声がけいただければ有難いと思ひます。	第4回 意見様式	医療側からのアプローチをいただけることは、介護側にとっても大変有用なことと考えます。医療と介護との連携体制をさらに充実できるよう、第2編第4章に位置付け、圏域単位での場の設定や、連携のためのツールの有効活用等、支援を強化してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	2	3	5	ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援	8	ヤングケアラーについてですが、言い出しにくいということがあると思います。一番身近なSNSを活用して相談ができたり、自分から発信することも大切だと思います。自分から発信できない人も多いと思うので、周囲に話を聞いてもらう機会やちょっと気にかけてもらえるような機会があると発信しやすいと思います。	第4回 意見様式	高齢者支援者は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にもあるものと考えております。早期に発見し、適切な機関と連携して対応できるよう、第2編第3章に位置付け、研修等を新たに実施します。
2	2	5	2	認知症の予防等に資する可能性のある活動の推進	9	認知症の予防等に資する可能性のある活動の推進の方向性の1番下に予防に関するエビデンスの収集状況の注視とあります。この中に、「国で実施する認知症に関する『研究等の推進等』について、その状況を注視し、予防や、社会参加のあり方、共生のための社会環境の整備に資する事業などの充実について検討を進めます」と記載があります。昨年度、研修等でエビデンスを発表されたと思います。長野県として考えている施策がありましたら、発言できる範囲で教えていただければと思います。	第4回 意見様式	認知症基本法が令和6年1月に施行され、認知症に対する理解を進めていくことが重要となります。医療従事者の皆さんの対応力向上に向け、研修などの実施を考えています。本プランにおいても、第2編第5章などを県の「認知症施策推進計画」とし、認知症の方とその家族の方のご意見等を伺いながら、事業を進めていきたいと考えています。また認知症基本法の基本的施策に「研究等の推進等」という項目があります。国の動向を注視しつつ、認知症基本法を踏まえ取り組んでいきたいと考えています。
2	2	5	3	医療・介護等の連携による認知症の人等への支援	10	認定看護師の制度が充実してきています。実務経験が5年以上あれば、認定の制度を活用できます。例えば、最近では感染症などの分野で業務を行う看護師が増えています。認知症に関しましても、認知症看護認定看護師が病院や地域での支援を行うとともに、看護職の中でもリーダー的に研修を行ったりしています。認知症の専門ナースという存在をもっと幅広く、周知し活用していただきたいと思います。他の計画において認定看護師を今より増加という目標が設定されています。認知症看護認定看護師についても、ご検討いただければありがたいです。そうすることによって、認知症看護認定看護師の資格取得の後押しがされ、活躍の幅も広がると思いますのでぜひご検討ください。	第4回 意見様式	ご意見を踏まえ、認知症看護認定看護師について、第2編第5章に明記し、連携のイメージをお示しいたしました。
2	2	5	3	医療・介護等の連携による認知症の人等への支援	11	認知症施策にも関係する所ですが、現在初期集中支援チームなど認知症関連の事業にも関わっています。市町村によっては元々実施していた事業と重複している場合もあり、整合性を取ることが必要だと思えます。私が所属する病院は郡部にあり、住民の方に比較的目的が行き届いており、お互い状況を知っている地域であるため、初期集中支援チームをどう活用していいかという点で若干迷走しています。ぜひ県の方からチームの活用方法などをご指導いただくと有難いです。	第4回 意見様式	地域にある既存の資源を含め、高齢者に必要な支援を行える体制づくりの観点から、有効な連携について支援できるよう、ご意見を踏まえて第2編第5章に記載し、施策を推進してまいります。
2	2	5	4	認知症の人や家族等からの相談体制の強化、家族介護者への支援	12	認知症施策は2つに割れていると思います。65歳以上の高齢の方たちは多くの資源があり、ケアマネジャーが親身になり家族に寄り添い道筋をつけている部分がありますが、若年性認知症の方にはケアマネジャー的な方がいません。窓口が多すぎて、どこからどう手をつけていくべきかわからないところでもあります。連携がキーワードといえますが、取りまとめる人が不在である気がしています。窓口を取りまとめるような組織・団体があれば、若年性認知症の方の暮らしが改善していくように思います。また認知症の家族の会では、介護保険サービスが複雑すぎてよくわからないという声も挙がります。以前からあるサービスを知らない場合もあります。介護保険サービスをもう少しわかりやすくしていただきたいです。また介護サービスの内容が伝わりきれていないことは課題ではあると感じています。	第4回 意見様式	若年性認知症支援コーディネーターなどは、周知が行き届いていないことも課題と考えており、どこに相談したらいいかということも含め、周知等を強化していきたいと考えております。プラン案にもそのような視点で、第2編第5章に記載しています。具体的な施策に落とす際には、ご意見を伺いながら、実行あるものにしていきたいと考えています。
2	2	5	4	認知症の人や家族等からの相談体制の強化、家族介護者への支援	13	認知症に関しては年齢で区切るのではなくて、できれば認知症の指導者、実践者、講座を受けた方々が、コーディネーターの方々と共有の場などがあるとよいと思います。長野県モデルというわけではないですが、目標みたいなものをつくり、オール長野で地域を支えていただけたら有難いと思います。私は若年性認知症の担当、私は高齢者の担当ではなく、地域にいらっしゃる方をどう支えていくか、資格の有無にかかわらず幅広い関係者が目標を共有していただけたら有難いと思います。	第4回 意見様式	認知症の人とその家族を地域で支える体制の構築に向けて、第2編第5章に位置付け、関連施策を連動させて実施できるよう、施策を推進してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	2	5	5	若年性認知症や認知症の人の社会参加支援	14	若年性認知症に関連してですが、認知症がある若い親を介護しているヤングケアラーを発見できずに、それが当たり前の世界になっていくこともあると思います。若年性認知症だけの問題でなく、ヤングケアラーの問題も含めた家族支援を考えていく必要があると考えます。またヤングケアラーだけでなく、高齢の子どもが親を介護する中で介護が理由であったり、精神的な問題が理由であったり、仕事ができず年金で生活している家庭があります。そのような方や若年性認知症、ヤングケアラーの方たちも含め考えていくと、高齢者施策だけではなかなか支えられないため、地域包括ケアという中で縦割りではなく、横の繋がりがしっかりできるシステムが必要であると思います。これからの時代、宅幼老所など地域に根付いたサービスの活用がすごく大事になるかと思えます。長野県では定期巡回型や小規模などが都会のようにあるわけではなく、大勢の人数を網羅できないと思います。宅幼老所など長野県なりの地域密着型の事業所が地域を支えるシステムをつくっていきけるとよいと思います。	第4回 意見様式	高齢者支援者は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にもあるものと考えております。早期に発見し、適切な機関と連携して対応できるよう、第2編第5章に位置付け、研修等を新たに実施します。また、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築が行われるよう支援してまいります。
2	3	6	2	高齢者の多様な住まい方への支援	15	県内の宅幼老所は、200か所前後で推移しています。元々宅幼老所は、地域の困りごとに手を差し伸べたのが始まりと言われていました。宅幼老所は、デイサービスのみならず、緊急宿泊サービスや市町村独自のサービスを請負い、在宅生活をなんとか支えていこうとしてきた歴史があります。宅幼老所は、運営者の高齢化や後継者問題なども抱えています。地域密着型サービスが新たに置き換えられ、小規模多機能、定期巡回型などが展開され、宅幼老所モデルをさらに進化した形で実践されています。	第4回 意見様式	地域共生社会の実現に向け、これまで培ってきた宅幼老所の機能を、市町村と連携して十分に発揮していただけるよう、その旨を第2編第3章に位置付け、関連施策を実施してまいります。
2	3	7	1	災害対策の推進	16	災害では、医療チームからバトンを渡され、福祉チームが活動するということが、台風19号発生時に長野県でも取り組まれました。これからも福祉チームをうまく活用し、医療チームが手を引き出したところから福祉チームが入り、次の支援につなげることは重要であると思います。プランにも書いてありますので、その連携がさらに充実するとよいと思っています。	第4回 意見様式	ご意見を踏まえ、災害時等の有事において連携がさらに充実するよう、第2編第7章に位置付け、施策を推進してまいります。
2	3	7	2	感染症対策の推進	17	新型コロナ発生時に保健所におき、福祉現場の感染症対策が不足し、その中で集団感染がおき、対策を整えていったことを目の当たりにしました。平時の準備がとても大事であると感じています。そんな中で、先ほど認定の話をしたのですが、感染管理認定看護師が福祉現場に行き、実際の現場を見て、アドバイスをを行いました。とても具体的で、実用的なアドバイスだったと思います。福祉現場サイドのみで考えただけでは、実際に即した感染症対応ができないと感じていました。BCPはもちろん、平時の準備、訓練も大事であると思います。専門家に一度入っていただき、具体的な助言をいただくことが実際の時に役立っていくと思います。1回アドバイスをもらえば終わりではなく、改善し、また見てもらい、それを基に訓練を行うことで実際に感染症が起こった時に動けると思います。職員全体が意識しないと感染は広がりますので、意識付けにも繋がっていくと思っています。平時の準備が大事であることは、プランに記載されています。ぜひ具体的な動きに繋がっていただければと感じております。	第4回 意見様式	ご指摘のとおり、災害や感染症への対応力強化として、事業所等に義務化されるBCPを策定するだけでなく、それに基づいた訓練・研修等を継続的に実施し、平時から備えておくことが大変重要と考えております。事業所等が有事に備えられるよう、第2編第7章に位置付け、事業所の支援・指導を含めた必要な施策を実施してまいります。
2	3	7	2	感染症対策の推進	18	感染症ですが、コロナが5類になったとはいえども、介護現場は、気を遣っているところだと思います。そういう面で、感染症管理認定看護師を派遣し研修などができればと思います。	第4回 意見様式	感染管理認定看護師の派遣に向けた体制は、看護協会の協力もいただきつつ、既存の事業の活用も含めて検討してまいりたいと考えております。その方向性については、第2編第7章に記載いたしました。
2	3	8	1	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	19	権利擁護関係の通報は、包括や保健師にあります。ただ、高齢者の場合、児童相談所のようにご意見をいただける大きな機関が少なく、現在のところ、どのように対応していくかは市町村の職員間の連携の中で考え、取り組んでいます。介護をしている方、認知を患われている方、言葉が出づらい方が虐待を伝えることが難しい場合があります。その場合、訪問看護師から通報がきますが、それを今度は関係性の中でどう伝えていくか悩みがあります。権利擁護では、高齢者だけでなく、人としてどのように、守っていくかは常に考えているところではありません。	第4回 意見様式	ご指摘のとおり、様々なニーズに対し、地域で支える体制の構築が求められていると認識しております。地域包括ケア体制の構築により、地域共生社会の実現や、高齢者の権利擁護を図るため、第2編第8章などに位置付け、施策を推進してまいります。
2	3	8	1	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	20	権利擁護ですが、成年後見制度を利用する方が徐々に増えてきている実感があります。社協にも、法人後見ということをお願いしていますが、社協の人員も多くないため、法人後見を受けても、ちょっとこれ以上はというようなお話もいただく中で、これから実際どうしていかうかという所が実態です。高齢者の皆さんは様々な環境で生活される中、年後見制度を利用せざるを得ないというようなことも結構多くなっています。これから、対応できる体制等も含め、考える必要があると思っています。	第4回 意見様式	成年後見制度の利用が必要な方に、円滑に利用できる状態となるよう、第2編第8章に位置付け、体制構築を支援してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	3	8	1	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	21	虐待に関してですが、医療も虐待事例の発見窓口になることが多くなっています。時々、医療サイドの考え方と市町村の皆様との考え方にギャップがあり困惑することがあります。市町村の方々がどのように動かれているか、私たちの方で知っておかなければいけないと思う場面もあります。もしよろしければ、研修にお誘いいただくなど、医療の側も虐待に敏感に対応していかなければいけないと思いますので、ぜひ機会をいただければありがたいと思っています。	第4回 意見様式	今後、第2編第8章に位置付けて実施する研修の組み立てにあたっては、ご意見を踏まえ検討してまいりたいと考えております。
2	3	8	1	高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進	22	高齢者虐待の防止という所で、介護サービス事業者に対してというようなどころがありました。また、「専門的知識・技術を習得した看護指導者による研修を実施し、施設内における看護職員の資質向上を支援します」という所が引っかけられます。介護サービス事業所に関しては、やはり職員全体の研修が必要であると思います。看護指導者に関わらず、施設にはその担当者がいます。その方を中心に研修を行い、資質の向上を図っていく必要であると考えており、その辺りについて説明をお願いします。介護福祉士による虐待なども増えている中、グレーゾーン、不適切なケアも虐待の事例として検討をしていくようになってきています。まだそれを知らない方もいると思いますので、介護現場全体でその徹底をしていくことが必要であると思いました。	第4回 意見様式	ご指摘のとおり、介護サービス事業者、介護職員、すべての職種に対しての研修や意識啓発は重要であると認識しており、プラン案の第2編第8章の記載を見直しました。
2	3	8	2	消費生活の安定と向上	23	当市には高齢者の方の集まりや通いの場がたくさんあり、そこでの消費生活に関わる出前講座は非常に人気があり、講座にきてほしいというお問い合わせが多くなっています。様々な場や介護予防の場等を活用し、消費生活に関する啓発を行うなど、色々な事業を組み合わせることでより効果が高まると感じています。	第4回 意見様式	高齢者の地域での生活を支える観点から、必要な機関で連携し、第2編第8節に位置付けた施策を推進してまいります。
2	4	9	2	介護人材の確保・定着	24	様々な相談を受ける中、介護人材の不足が大きい問題になっています。当市でも短期入所やデイサービスをやめる事業所もあります。人材不足だけでなくコロナの影響で通所する人が減少してしまったことも影響しています。現状、そこが苦慮している部分です。	第4回 意見様式	介護人材の確保は大変大きな課題となっています。第2編第9章に位置付けた、多様な人材の入職促進、資質向上、生産性向上等による職場環境の改善、定着支援など、総合的に施策を推進してまいります。
2	4	9	2	介護人材の確保・定着	25	介護人材の確保と定着について、離職防止のために週休三日制等介護現場における多様な働き方という記載があります。ワークライフバランスは、本当に必要だと思います。職員目線でこれからやっていき、多様な働き方を考えていくことは離職防止になるのではないかと思います。	第4回 意見様式	多様な働き方の推進は、介護現場において重要と考えており、ご意見も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。
2	4	9	2	介護人材の確保・定着	26	近くにある高校の福祉コースの先生とお話をする機会がよくあります。長野県下に福祉コースの学校が7～8校あると伺っています。福祉コースの先生たちは、福祉に関わり勉強し、福祉コースの先生になると思っていましたが、昨年まで、社会や国語を教えていた先生が転勤し、初めて福祉の教科書を開いて勉強することが結構多いと聞きました。生徒が相談してもなかなか的確な助言ができないというのが、長野県下の福祉コースの先生たちの状況というお話を聞いています。介護人材が枯渇している中、中学校を卒業し、福祉コースを選択された子どもたちをなんとか福祉現場あるいは関連するところに就いていただくためには、9期プランでは教育分野にもう1歩踏み込み、しっかりと連携を取っていただきたいと思っています。そういう皆さんと一緒に人材確保の取組を推進してほしいと思っています。	第4回 意見様式	ご意見を踏まえ、教育委員会とも連携したうえで、第2編第9章に位置付けた施策を推進してまいります。
2	4	9	2	介護人材の確保・定着	27	私の近くにも福祉コースの高校はありますが、次の進学先としては看護師を目指している学生が多くなっています。福祉の現場に入っていく、福祉をもう少し学ぶという選択がなかなか難しいと聞いています。看護師さんを目指すことは良いことですが、福祉のことも引き続き、学ぶような連携ができるとうれしいと思います。	第4回 意見様式	ご意見を踏まえ、教育委員会とも連携したうえで、第2編第9章に位置付けた施策を推進してまいります。
2	4	9	4	福祉・介護に対する理解の向上	28	介護人材の確保について、どこで興味を持ち、どんな方を誘っていくのか考えていくことが必要になります。色々ところでボランティアさんとかシニア大学とか、行われているところではありますが、やはり学校の教育の場で福祉の勉強や福祉に関わる場をつくっていくことが必要だと思います。長い目で見て、10年後に少し目が出ることも考えられますので、やはり小学校の頃から少しずつ意識付けをしていくことが必要だと思います。福祉に関わる研修や話を聞く場を設けていくことがこれからの人材確保に必要なものであると思います。そんな活動もやっていきたいと思っています。	第4回 意見様式	介護の魅力発信として、小・中学校への訪問講座などにより、関心をもってもらえるよう取り組んでいるところですが、ご意見も踏まえ、引き続き、第2編第9章に位置付けた、小・中学生へのアプローチも含めた施策を推進してまいります。

編	推進 目標	章	節	事項	No	意見・要望の要旨	出典	第9期プランでの対応について
2	4	9	4	福祉・介護に対する理解の向上	29	<p>子どもたちの福祉の視点をいかに持てるかが大切だと思います。福祉の現場に就かなくても、今後の生活の中でその視点を持った人を育てていく必要があると思います。在宅に対する理解、自分の親を看ること、家族に心寄せることができる子どもを育てていくことが重要であり、それが10年後、20年後の県や各市町村のプランに大きくいきっていくと思います。現状の問題を解決することだけではなく、先の人たちがどう育っていってくれるかという視点を入れていかないといけないと思います。この計画を誰も真剣に考えてくれない計画にならないようにしていかないといけないと思います。</p> <p>県の方でもこの計画で市町村支援をしますという言葉を使っただけです。その支援内容がどういう支援なのか、財政面なのか、それとも人材の支援なのか、そういった具体策を今後は、ぜひ示していただきたい。</p>	第4回 意見様式	<p>県のプランは介護保険事業支援計画ということで、市町村の介護保険計画を支援していく必要があります。市町村と県とで意見交換しながら、互いの良いところを伸ばしつつ、第9期長野県高齢者プランに基づく施策を推進し、課題に対して取り組んでいきたいと考えております。</p>